

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和2年9月29日

山口市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				仁保中郷、仁保下郷	無	令和元年度～令和5年度	仁保地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会
○				仁保上郷	無	令和元年度～令和5年度	大富保全会
○				陶	無	令和元年度～令和5年度	春日資源保全会
○				鑄銭司	無	令和元年度～令和5年度	鑄銭司北部保全会
○				秋穂二島	無	令和元年度～令和5年度	二島地域保全会
○				嘉川、佐山	無	令和元年度～令和5年度	山口市川西地域広域協定運営委員会
○				秋穂東、秋穂西	無	平成28年度～令和2年度	秋穂地域広域協定運営委員会
○				阿東徳佐	無	令和元年度～令和5年度	徳佐水土里保全会
○				阿東篠生	無	令和元年度～令和5年度	篠生清流環境保全会